

林災協 第10号
令和元年 8月28日

林業・木材製造業労働災害防止協会
新潟県支部各分会 御中

林業・木材製造業労働災害防止協会
新潟県支部長 渡邊和彦

「林業死亡労働災害多発警報」の発令について

当支部の業務運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り衷心より御礼申し上げます。

さて、新潟県内では、林業における死亡労働災害が令和元年7月に2件発生(速報値)しました。

これは、林業死亡労働災害多発警報発令要綱第4条(1)①の「警報発令の基準」に達していることから、同要綱に基づき令和元年8月21日から11月末までの間、新潟県支部に対して「林業死亡労働災害多発警報」が発令されました。ただし、発令期間中に新たな死亡労働災害の発生が厚生労働省から発表があったときは、さらに1か月間延長されます。

つきましては、関係機関のご協力も賜りながら林業労働災害再発防止対策を実施してまいりますので、各分会におかれましても林業労働災害の発生防止に向けた取組にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、林業関係の会員事業主に対して、別途、緊急要請及び一斉点検を送付しておりますこと申し添えます。

別添

林業労働災害再発防止対策

1. 警報発令対象都道府県の支部長の取組事項

警報発令対象都道府県の支部長（支部事務局、分会事務局を含む）は、以下の事項について実施する。

(1) 会員事業場に対する指導の強化

警報発令対象都道府県の支部長名により会員事業主に対して、警報発令が発令された旨通知するとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行う。

(2) 都道府県労働局、都道府県森林組合連合会等に対する協力要請

警報発令対象都道府県の支部長名により都道府県労働局、森林管理署、都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等（傘下の事業場に対する周知徹底を含む）に、「林業死亡労働災害多発警報」が発令された旨通知するとともに、「林業労働災害再発防止対策」への協力要請を行う。

(3) 報道等の要請

該当する都道府県に「林業死亡労働災害多発警報」が発令され、「林業労働災害再発防止対策」の取組について、該当する都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等、報道機関に対して、報道を要請する。

また、このことについて該当する都道府県労働局ホームページへの掲載を要請し、広く周知・広報する。

(4) 事業発注機関への協力要請

事業の発注機関である国、都道府県、市町村等に対して、請負事業者に対する労働災害の防止に向けた協力要請を行う。

(5) 現場安全パトロールの実施

都道府県労働局、森林管理署、都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等と連携して、会員事業場等の現場安全パトロールを実施する。

(6) 林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導の実施

都道府県労働局、森林管理署、都道府県林務担当部局、都道府県森林組合連合会等の協力の下、事業主を招集して、林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導を実施する。

(7) 警報発令期間終了後も、「林業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

2. 警報発令対象都道府県の支部管内の事業主の取組事項

警報発令対象都道府県の支部管内の事業主は、以下の事項について実施する。

- (1) 林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導への出席。
- (2) 経営トップとしてリーダーシップを発揮し、自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。
- (3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (4) 「林業労働災害再発防止対策」を事業場の労働者に周知徹底し、事業主として着実な取組を実践する。
- (5) 死亡労働災害多発地域の事業主は、同地域内の事業主と連携し、自主的な緊急安全パトロールを実施する。
- (6) 警報発令期間終了後も、「林業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

[重点取組課題]

- ① 伐木作業における安全な作業手順（伐倒の基本・立入禁止区域厳守）の遵守。
- ② 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置の徹底。<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-43/hor1-43-6-1-0.htm>
- ③ 林業作業現場で複数の労働者が作業を行う場合、作業計画の策定、適正な山割（上下作業の禁止）、合図等の措置の徹底。
- ④ 斜面での移動や作業時における墜落・転落防止措置の徹底。
- ⑤ 「リスクアセスメント実践マニュアル」[林業版]の着実な実施。
http://www.rinsaibou.or.jp/cont02/02_frm_risk.html
- ⑥ 荷役作業時における運送業者等との連携・調整の徹底。
- ⑦ 非定常作業における就業前の安全衛生教育の徹底。
- ⑧ 交通事故防止のため、交通労働災害防止のためのガイドラインの徹底。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-41-1-0.htm>

3. 会員事業場等の労働者の取組事項

- (1) 労働者は、事業主が講ずる必要な事項を遵守する責務を自覚するとともに、「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (2) 労働者は、「林業労働災害再発防止対策」の事業主の実施事項を積極的に実践する。